

石原自治会規約

第一章 総則

（目的）

第1条 本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- （1）地域の環境に関わること
- （2）住民の福祉、保健衛生、相互扶助に関すること
- （3）地区住民の安全安心な生活環境保全に関すること
- （4）歴史的行事、自然環境保全に関すること
- （5）福知山市長の委託による事項

（名称）

第2条 本会は、石原自治会と称する。

（区域）

第3条 本会の区域は、福知山市字石原全地番、福知山市石原1丁目から5丁目の全地番及び字興のうち JR 山陰本線以南及び市道興観音寺線以西の地域とする。

（主たる事務所）

第4条 本会の主たる事務所は、福知山市石原2丁目291番地（石原公会堂）に置く。

第二章 会員

（会員）

第5条 本会の会員は、第3条に定める区域に住所を有する個人とする。また、区域に住所を有する法人（事務所、営業所、店舗等を営む者）は賛助会員となることができる。

（会費）

第6条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

- 2 会費は、毎年5月、8月、11月及び2月に徴収するものとする。

（個人の入会）

第7条 本会の区域に住所を有する個人で本会に入会しようとする者は、別に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。

- 2 本会は、前項の入会申込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

(賛助会員の入会)

- 3 第5条に定める賛助会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。
- 4 前項の入会申込があった場合には、役員会にて入会の可否を判断する。
公序良俗に反する行為者や反社会的勢力等、地区の安全性に不安を与えるものについては入会を許可しない。

(退会等)

第8条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には退会したものとする。

- (1) 第3条に定める区域内に住所を有しなくなった場合
- (2) 本人及び代理人から別に定める退会届が会長に提出された場合

- 2 死亡または本人との連絡が取れなくなった場合は、その資格を喪失する。
- 3 会員が第1項第1号により自治会を退会する時は、会長に退会届を提出するとともに自治会の経費又は分担金、未納金がある時は完済しなければならない。

第三章 役員

(役員の種別及び定数)

第9条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名以内
- (3) 総務会計 1名
- (4) 地域別役員(各段から選出された役員) 20名以内とし、定員は別表のとおりとする。
- (5) 監事 2名
- (6) 組長 各組1名

(役員の選任)

第10条 次年度役員は、会員の中から次の方法により選出し、総会で承認を得る。

- (1) 会長は、候補者を募り選挙で選出する。立候補者が複数の場合は投票選挙により決定する。
会長への立候補がない場合は、現役員の互選により会長を決定する。
- (2) 副会長、総務会計は、会長が選出する。
- (3) 地域別役員は、第29条に定める地域別集会に於いて選出する。その場合には選挙区ごとに男女が含まれるよう選出をする。
- (4) 監事は、会計業務に携わらない地域別役員の中から会長が選任する。

(5) 組長は所属する組の会員の互選により定期総会までに選任する。

(役員の職務)

第 11 条 会長は地区を代表総括し、総会の決定事項を執行するため、役員を統率し業務処理を行う。又、福知山市長の委嘱による業務を処理する。

- 2 副会長は、会長より指示を受けた範囲の業務に関して、他の役員と共に業務の執行を行う。また、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、予め定められた者が代行者としてその職務を代行する。
- 3 総務会計は、自治会の総務及び会計業務について、担当の役員と共に庶務及び出納業務を処理する。
- 4 地域別役員は、会長の会務の執行の一部を担当し処理する。また選出された地域の代表総括として会長の業務を補佐する。
- 5 監事は自治会の業務を監査するものとし、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 会計及び資産の状況又は業務執行について不整の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
 - (2) 前号の報告をするため必要があると認める時は総会の招集を請求すること。
- 6 組長は、その組を代表し、組内における業務を処理する。

(役員の任期)

第 12 条 役員の任期は 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。なお、再任を妨げないが、会長、副会長及び総務会計のいずれかに選出された者は、各役職を通算して 5 年を超える任期を務めることはできない。

- 2 役員は、役員会等への出席不能など正当な理由により会長の承認を受けた場合にはその役を退任したものとする。
- 3 任期途中での退任の補充は行わない。ただし、地域選出の役員の半数以上が退任した場合、欠員が生じた地域から役員を選出する。その場合の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第四章 総会

(総会の種別)

第 13 条 本会の総会は、定期総会、初集会、選挙総会及び臨時総会の 4 種とする。定期総会及び選挙総会並びに初集会は年 1 回招集する。

(総会の構成)

第14条 総会は、会員（賛助会員を除く。）をもって構成する。

(総会の権能)

第15条 総会は、次の各号に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

- (1) 規約改正
- (2) 役員の選任
- (3) 各規程の制定、変更及び廃止
- (4) 事業計画及び予算案
- (5) 事業報告及び決算報告
- (6) 本会資産の処分及び取得に関する事項
- (7) 多額の経費が必要と認められる事業
- (8) 会長が多数の会員に利害、衛生、風致及び関連があると認める事業又は案件

(総会の時期)

第16条 定期総会（決算、事業計画のための総会）は、毎年度決算終了後1ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 総会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。
- (3) 第11条第5項第2号の規定により、監事から開催の請求があったとき。

3 初集会は、毎年度1月中旬に開催する。

4 選挙総会は、毎年度2月中旬に開催する。

(総会の招集)

第17条 総会は、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から1ヶ月以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日から2週間前までに文書をもって通知しなければならない。

(総会の議長)

第18条 総会の議長は、その総会において出席した会員の中から選出する。

(総会の議決)

第 19 条 総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会員の表決権)

第 20 条 会員は、総会において各々 1 箇の表決権を有する。

(総会の書面表決等)

第 21 条 止むを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における第 20 条の規定について、その会員は出席したものとみなす。

3 総会が開催できない特別な事情が発生した場合は、代議員（各組長）に委任または書面による表決で総会の議決にかえることができる。

(総会の議事録)

第 22 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 出席者数（委任者を含む）
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 名以上が署名押印をしなければならない。

第五章 会議

(会議の種別)

第 23 条 本会は、自治会の業務を遂行するため、次の会議を開催する。

- (1) 役員会
- (2) 地域別集会
- (3) 委員会
- (4) 組長会

(役員会の構成)

第 24 条 役員会は、役員（組長を除く）をもって構成する。

（役員会の権能）

第 25 条 役員会は、次の事項を議決する。

- （１）総会及び地域別集會に付議すべき事項
- （２）総会及び地域別集會の議決した事項の執行に関する事項
- （３）その他総会及び地域別集會の議決を要しない会務の執行に関する事項

（役員会の招集等）

第 26 条 役員会は、業務の執行に必要な都度会長が招集する。ただし、最低でも四半期に 1 回以上開催するものとする。

- 2 会長は、役員 2 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求のあった日から 14 日以内に役員会を招集しなければならない。
- 3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 7 日前までに通知しなければならない。

（役員会の議長）

第 27 条 役員会の議長は、副会長がこれに当たる。

（役員会の定足数等）

第 28 条 役員会には、第 19 条、第 20 条、第 21 条及び第 22 条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

（地域別集會の構成）

第 29 条 地域別集會（段別集會）は、各段の会員をもって構成する。

（地域別集會の権能）

第 30 条 地域別集會は、総会の議決を要しない地域毎の会務の執行に関する事項を議決する。

（地域別集會の招集等）

第 31 条 地域別集會は、会長が招集し、毎年度 1 回以上開催するものとする。

- 2 地域別集會を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 10 日前までに通知しなければならない。

（地域別集會の議長）

第 32 条 地域別集会の議長は代表組長がこれにあたる。

（地域別集会の定足数等）

第 33 条 地域別集会は、第 19 条、第 20 条、第 21 条及び第 22 条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「地域別集会」と、「会員」とあるのは「各段の会員」と読み替えるものとする。

（委員会）

第 34 条 会長は、諮問の答申又は効率的な業務処理を専門的に行う組織として委員会を設置することができる。

2 委員会を設置する場合は、設置規定を制定しなければならない。

（組長会）

第 35 条 会長は、会務の処理上必要な場合、組長会を招集し開催する。

2 組長会の議長は副会長とする。

第六章 資産及び会計

（資産の構成）

第 36 条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- （1）別に定める財産目録記載の資産
- （2）会費
- （3）活動に伴う収入
- （4）資産から生ずる果実
- （5）その他の収入

（資産の管理）

第 37 条 本会の資産は、会長が管理する。

（資産の処分）

第 38 条 本会の資産で第 36 条第 1 号に定める資産の一部のものを処分又は担保に供する場合には、総会において出席者の 4 分の 3 以上の議決を要する。

（経費の支弁）

第 39 条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

（事業計画及び予算）

第 40 条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、総会の議決を経て定める。事業の継

続性の観点から、次年度事業予算が議決されるまでの間、恒常的経費についての支出についてこれを行うことができる。

（事業報告及び決算）

第 41 条 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支決算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後 1 ヶ月以内に総会の承認を受けなければならない。

（会計年度）

第 42 条 本会の会計年度は、毎年 3 月 1 日に始まり、翌年 2 月末日に終わる。

第七章 規約の変更及び解散

（規約の変更）

第 43 条 この規約は、総会において会員の 4 分の 3 以上の議決を得、かつ、福知山市長の認可を受けなければ変更することはできない。

（解散）

第 44 条 本会は、地方自治法第 260 条の 20 の規定により解散する。

- 2 総会の議決に基づいて解散する場合は、会員の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

（残余財産の処分）

第 45 条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において会員の 4 分の 3 以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

第八章 雑則

（備付け帳簿及び書類）

第 46 条 本会の主たる事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記等に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。

（委任）

第 47 条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て別に定める。

第 48 条 第 1 条に定める業務に関し、墓地管理及び公園管理等の維持管理規約は別に定める。

- 附則 1 この規約は、令和5年4月1日から施行する。
なお、従前の規約は本規約施行に伴い廃止する。
- 2 規約改正前からの会員は、第7条に定める申込書の提出が行われたものとみなす。

改定

（令和5年9月8日）地縁による団体認可申請による認可

別表 地域別役員選挙区と定数（現規約）

選挙区	定数
市場選挙区	3名以内
上地選挙区	3名以内
西地選挙区	5名以内
下地選挙区	3名以内